

茨木市保育所保育料に関する懇談会
答 申 書

平成21(2009)年8月11日

茨木市保育所保育料に関する懇談会

平成21(2009)年8月11日

茨木市長 野村 宣一 様

茨木市保育所保育料に関する懇談会
会 長 坂 本 健

茨木市保育所保育料について（答申）

平成21年7月1日付け茨保育第562号で、本懇談会に諮問のあった「茨木市保育所保育料について」は、別紙のとおり答申します。

なお、市におかれては、この答申を尊重され、保育施策の充実に向けて所要の措置をとられるよう要望します。

茨木市保育所保育料について（答申）

保育所保育料を条例で定めることを、適切であると認める。

なお、その保育料については、従来どおり前年度私立保育所に適用される国の定める徴収基準額の平均75%を基本とする考え方を踏襲するものとする。

近年の家族の多様化と共働き家庭の一般化、家庭や地域における子育て機能の脆弱化といった社会的背景から、保育についてもその環境整備が強く求められております。

茨木市の保育行政については、従前から公私協調のもと、待機児童ゼロ作戦などの施策を実施するとともに、子育て支援総合センターを開設するなど、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、日々努力を重ねてきたことに敬意を表するものであります。

さて、本懇談会に諮問された保育所保育料は、児童福祉法に根拠を持つ徴収金であることから、市長の専決事項として規則で定め徴収してきたものであります。

しかし、この間、社会経済情勢の変化や市の財政状況等に大幅な変化があり、国の徴収基準額と保育料の割合を改正する場合には、懇談会を設置し、市民各層の意見を聴き、市民的合意のうえ、保育料を決定するという慎重な手続きを踏んできました。

今回も、懇談会を設けて保育料の条例化の是非について諮問した市の姿勢を、高く評価するものであります。

本懇談会では、保育料を条例で定めること及び現在の保育行政の実態や市行財政との関連をも考慮した上で国の定める徴収基準額の平均75%とすることについて、鋭意検討しました。

審議の結果

- (1) 平成10（1998）年4月施行の児童福祉法の一部改正により、市町村による「措置制度」から、保護者が希望する保育所を選択する「契約制度」に改められ、保育料の負担方式についても、従来の「負担能力に応じた方式」から「保育費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式」に改められ、保育料が保育サービスの対価と考えられること。

- (2) 昭和57(1982)年度以降の茨木市の保育料は、前年度の国の徴収基準額の平均75%という保護者負担と市の経費負担との間において、一定の枠がはめられ推移してきており、その負担割合は妥当であると考えられること。
- (3) 保育所運営には、多額の公費が投入されており、保育所を利用する世代だけでなく、将来の子育て世代や子育てを終えた世代など、あらゆる市民に理解と納得を得られる、公平で明確な保育料でなければならないこと。
- (4) 茨木市では、使用料や手数料に限らず市民に一定の負担を求める場合には、透明性の確保の観点から、条例で定めることを基本としていること。

など、総合的に勘案して、本懇談会に示された保育料を条例で定めることは妥当であるとの結論を得ました。

なお、条例化にあたっては、市民税非課税世帯について、従来どおり配慮を求めます。

また、今後は、保育を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、国の制度改革若しくは市の財政状況等に大幅な変化が見られる場合には、保育料についての懇談会を設置し、そのあり方を検討されるよう要望します。

茨木市保育所保育料に関する懇談会

資 料

— 目 次 —

1 茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱	1
2 茨木市保育所保育料に関する懇談会委員名簿	3
3 茨木市保育所保育料に関する懇談会スケジュール	4
4 平成21年度 国基準保育料徴収金基準額表	5
5 茨木市保育所保育料徴収基準額表	6
6 国基準保育料と茨木市保育料の比較	7
7 保育料の年度別改定状況表	8

1 茨木市保育所保育料に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1 茨木市の保育所保育料の現状を分析し、将来を見据えた保育料について、広く市民等の参画による答申を得るため、茨木市保育所保育料に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、市長に答申するものとする。

- (1) 保育料の現状分析に関すること。
- (2) 保育料の今後のあり方に関する方向性に関すること。
- (3) その他保育料に関すること。

(組織)

第3 懇談会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱のあった日から第2に規定する答申の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5 懇談会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8 懇談会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成21年5月18日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2に規定する答申があった日に、その効力を失う。

2 茨木市保育所保育料に関する懇談会委員名簿

順不同・敬称略

所 属 団 体 等	役 職 名	氏 名
学識経験者	梅花女子大学 現代人間学部教授	◎ 坂本 健
	追手門学院大学 社会学部教授	○ 新野 三四子
茨木商工会議所	専務理事	木村 正文
茨木市社会福祉協議会	理事	前田 徳晴
茨木市民生委員児童委員協議会	会長	蔭山 正則
茨木市地域婦人団体協議会	会計	角野 正代
市民公募	—	富谷 祐子

※ ◎は会長、○は副会長

3 茨木市保育所保育料に関する懇談会スケジュール

年	月 日	内 容
平成21年	7月1日	第1回 保育所保育料に関する懇談会 ・市長から諮問
	7月16日	第2回 保育所保育料に関する懇談会 ・審議・答申案協議
	8月4日	第3回 保育所保育料に関する懇談会 ・答申作成
	8月11日	市長へ答申

4 平成21年度 国保育料徴収金基準額表

10/100地域 定員120人

(単位：円)

各月 階層区分	入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	<p>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</p>	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	
	母子世帯等				
第3階層	市町村民税課税世帯	9,000	6,000	6,000	
	母子世帯等	18,500	15,500	15,500	
第4階層	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500	
	40,000円未満	30,000	27,000	27,000	
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	44,500	38,900	32,150	
	103,000円以上 413,000円未満	61,000	38,900	32,150	
第6階層	413,000円以上	80,000	38,900	32,150	
第7階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯				

5 茨木市保育所保育料徴収基準額表

(平成21年4月1日から適用)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額: 円)				
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合		
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0		
B 1	市民税非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	
B 2		一般世帯	4,500 (2,300) (0)	3,000 (1,500) (0)	3,000 (1,500) (0)	
C 1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	母子世帯等	13,000 (6,500) (0)	10,900 (5,500) (0)	10,900 (5,500) (0)
C 2			一般世帯	13,700 (6,900) (0)	11,600 (5,800) (0)	11,600 (5,800) (0)
C 3		所得割の額のある世帯	母子世帯等	13,800 (6,900) (0)	11,600 (5,800) (0)	11,600 (5,800) (0)
C 4			一般世帯	14,600 (7,300) (0)	12,300 (6,200) (0)	12,300 (6,200) (0)
D 1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	40,000円未満	22,500 (11,300) (0)	20,200 (10,100) (0)	20,200 (10,100) (0)	
D 2		40,000円以上72,000円未満	31,200 (15,600) (0)	27,200 (13,600) (0)	22,500 (11,300) (0)	
D 3		72,000円以上103,000円未満	33,300 (16,700) (0)	29,100 (14,600) (0)	24,000 (12,000) (0)	
D 4		103,000円以上140,000円未満	42,700 (21,400) (0)	29,100 (14,600) (0)	24,000 (12,000) (0)	
D 5		140,000円以上413,000円未満	45,700 (22,900) (0)	29,100 (14,600) (0)	24,000 (12,000) (0)	
D 6		413,000円以上459,000円未満	59,400 (29,700) (0)	29,100 (14,600) (0)	24,000 (12,000) (0)	
D 7		459,000円以上	60,000 (30,000) (0)	29,100 (14,600) (0)	24,000 (12,000) (0)	

※ () は第2子目、 [] は第3子目以降の保育料。

※ 「母子世帯等」とは、母子・父子 (死別) 世帯及び在宅障害児 (者) のいる世帯等。

※ 税額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除を適用する前の税額。

6 国基準保育料と茨木市保育料の比較

(単位:円/人)

国 区 分	20年度	第1		第2		第3				第4		第5			第6			第7			
		被保護世帯等	市民税非課税世帯	母子世帯等	一般世帯	母子世帯等	市民税課税世帯	一般世帯	母子世帯等	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	
茨木市	3歳未満	0	0	9,000	18,500	19,500	44,500	30,000	40,000円未満	40,000円以上103,000円未満	40,000円以上103,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	80,000
	3歳	0	0	9,000	15,500	16,500	38,870	27,000	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	38,870
	4歳以上	0	0	6,000	15,500	16,500	32,130	27,000	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	32,130
	階級区分	A	B1	B2	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7						
茨木市	3歳未満	0	0	4,500	13,700	13,800	14,600	22,500	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	60,000
	3歳	0.0%	0.0%	50.0%	70.3%	75.0%	75.0%	75.0%	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	75.0%
	入所児童数	27	116	96	13	12	80	273	275	275	198	155	371	23	139						
	4歳	0	0	3,000	11,600	11,600	12,300	20,200	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	29,100
茨木市	3歳	0.0%	0.0%	50.0%	70.3%	75.0%	75.0%	75.0%	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	75.0%
	入所児童数	13	77	46	3	10	31	114	95	87	76	176	8	85							
	4歳以上	0	0	3,000	11,600	11,600	12,300	20,200	40,000円未満	40,000円以上72,000円未満	40,000円以上72,000円未満	72,000円以上103,000円未満	103,000円以上140,000円未満	103,000円以上140,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	140,000円以上413,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上459,000円未満	413,000円以上	24,000
	合計	1.8%	8.3%	5.1%	0.3%	0.7%	4.1%	14.1%	13.4%	21.4%	8.1%	21.4%	1.4%	9.6%							

(注1) 母子世帯等とは、母子(死別)世帯及び在宅児童(育)のいる世帯等。
 (注2) 茨木市区分で、入所児童数は、平成21年6月初日現在児童数4,317人の内訳。

7 保育料の年度別改定状況表

年度	前年度国徴収金 基準額対比 %	前年度保育料に 対する増減率 %	同左による児童 1人当たり増減額 円	改定に伴う児童 1人当たりの平均 月額保育料 円	改定に伴う 年額増減額 円	前年度 人勤率 %	公立保育所児童1人当たり 必要経費(月額/円) ()内は対前年度増減率 %
平成17年度	75		据え置き			改定無し	131,286円(-2.3%)
平成18年度	75		据え置き			-0.36	128,843円(-1.9%)
平成19年度	75	-6.6	-1,526	21,704	-74,493,600	改定無し	133,883円(3.9%)
平成20年度	75	-1.2	-263	21,745	-13,390,800	0.35	141,021円(5.3%)
平成21年度	74	6.1	1,229	21,485	62,326,800	改定無し	140,619円(-0.3%)

(注)公立保育所児童1人当たり必要経費(月額/円)は、平成18・19年度は決算額、20・21年度は当初予算額